

薬価改定の経緯と薬剤費及び推定乖離率の年次推移

薬価改定の経緯

改正年月日	改正区分	収載品目数	改 定 率		備 考
			薬剤費ベース	医療費ベース	
42. 10. 1	全面	6,831	▲10. 2%	－	
44. 1. 1	〃	6,874	▲5. 6%	▲2. 4%	
45. 8. 1	〃	7,176	▲3. 0%	▲1. 3%	
47. 2. 1	〃	7,236	▲3. 9%	▲1. 7%	
49. 2. 1	〃	7,119	▲3. 4%	▲1. 5%	
50. 1. 1	〃	6,891	▲1. 55%	▲0. 4%	
53. 2. 1	〃	13,654	▲5. 8%	▲2. 0%	銘柄別収載
56. 6. 1	〃	12,881	▲18. 6%	▲6. 1%	
58. 1. 1	部分	16,100 (3,076)	▲4. 9%	▲1. 5%	81%バルクライン方式
59. 3. 1	全面	13,471	▲16. 6%	▲5. 1%	
60. 3. 1	部分	14,946 (5,385)	▲6. 0%	▲1. 9%	
61. 4. 1	部分	15,166 (6,587)	▲5. 1%	▲1. 5%	
63. 4. 1	全面	13,636	▲10. 2%	▲2. 9%	修正バルクライン方式
元. 4. 1	〃	13,713	+2. 4%	+0. 65%	消費税分の引上げ
2. 4. 1	〃	13,352	▲9. 2%	▲2. 7%	
4. 4. 1	〃	13,573	▲8. 1%	▲2. 4%	加重平均値一定価格幅方式R15
6. 4. 1	〃	13,375	▲6. 6%	▲2. 0%	R13
8. 4. 1	〃	12,869	▲6. 8%	▲2. 6%	R11
				(薬価算定方式の一部変更及び材料価格等を含む。)	
9. 4. 1	〃	11,974	▲4. 4% このほか 消費税対応分 +1. 4%	▲1. 27% このほか 消費税対応分 +0. 4%	R10 (長期収載医薬品R8)
10. 4. 1	〃	11,692	▲9. 7%	▲2. 7%	R5 (長期収載医薬品R2)
12. 4. 1	〃	11,287	▲7. 0%	▲1. 6%	調整幅2%
14. 4. 1	〃	11,191	▲6. 3%	▲1. 3%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
16. 4. 1	〃	11,993	▲4. 2%	▲0. 9%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
18. 4. 1	〃	13,311	▲6. 7%	▲1. 6%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
20. 4. 1	〃	14,359	▲5. 2%	▲1. 1%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
22. 4. 1	〃	15,455	▲5. 75%	▲1. 23%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
24. 4. 1	〃	14,902	▲6. 00%	▲1. 26%	調整幅2% (先発品の一定率引き下げ)
26. 4. 1	〃	15,303	▲5. 64% このほか 消費税対応分 +2. 99%	▲1. 22% このほか 消費税対応分 +0. 64%	調整幅2% (後発品への置換えが進まない先発品の一定率引き下げ)

(注) 部分改正における収載品目数欄の () 内の数値は改正対象品目数を示す。

薬剤費及び推定乖離率の年次推移

年度	国民医療費 (A)	薬剤費 (B)	薬剤費比率 (B/A)	推定乖離率 (C)
	(兆円)	(兆円)	(%)	(%)
平成 5 年度	24.363	6.94	28.5	19.6
平成 6 年度	25.791	6.73	26.1	—
平成 7 年度	26.958	7.28	27.0	17.8
平成 8 年度	28.454	6.97	24.5	14.5
平成 9 年度	28.915	6.74	23.3	13.1
平成 10 年度	29.582	5.95	20.1	—
平成 11 年度	30.702	6.02	19.6	9.5
平成 12 年度	30.142	6.08	20.2	—
平成 13 年度	31.100	6.40	20.6	7.1
平成 14 年度	30.951	6.39	20.7	—
平成 15 年度	31.538	6.92	21.9	6.3
平成 16 年度	32.111	6.90	21.5	—
平成 17 年度	33.129	7.31	22.1	8.0
平成 18 年度	33.128	7.10	21.4	—
平成 19 年度	34.136	7.40	21.7	6.9
平成 20 年度	34.808	7.38	21.2	—
平成 21 年度	36.007	8.01	22.3	8.4
平成 22 年度	37.420	7.88	21.1	—
平成 23 年度	38.585	8.44	21.9	8.4

※ 平成 25 年度の推定乖離率は 8.2%

(注)

- ・ 国民医療費（厚生労働省大臣官房統計情報部調べ）は、当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計したものであり、医療保険の医療費総額に、労災、原因者負担（公害健康被害等）、全額自己負担、鍼灸等を加えたものである。
- ・ 薬剤費は、労災等においても医療保険と同じ割合で薬剤が使用されたものと仮定し、国民医療費に医療保険における薬剤費比率をかけて推計している。
- ・ 推定乖離率における「—」は薬価調査を実施していないため、データが無いことを示している。
- ・ 平成 12 年度の介護保険の創設により国民医療費の一部が介護保険へ移行。